

総社市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月16日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第2号

総社市就学援助規則の一部を改正する規則

総社市就学援助規則（平成22年総社市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
内 容	小学生		中学生		内 容	小学生		中学生	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生		1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
略					略				
新入学児童 生徒学用品 費	<u>40,600円</u> ／年	—	<u>47,400円</u> ／年	—	新入学児童 生徒学用品 費	<u>20,470円</u> ／年	—	<u>23,550円</u> ／年	—

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年度申請分から適用する。